

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ_190328】①121自治体の禁煙化一覧、②大阪府、兵庫県、調布市、豊橋市の条例成立

日付: 2019年3月28日 16:00

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体を含む3244名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 2401-3244

産業医科大学 大和より (知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要になった方は「不要」とお返事下さい)

年度末の作業があるのに、多数の講演を引き受けたため、また、1か月半の間隔が空いてしまいました。

①121自治体(47都道府県、46県庁所在市、23特別区、5政令市)の建物内・敷地内禁煙化の一覧表が完成しました。

担当の皆様、11回目の御協力、ありがとうございました。

改正健康増進法で行政機関は(原則)敷地内禁煙を実施せねばなりません。

改正法を反映して、敷地内禁煙を表す濃いブルーが増えたことは喜ばしいことです(さすが法律)。

特定屋外喫煙場所を設置することは容認されておりますが、行政機関にそれを設けることは望ましくはありません。

今年も8月以降に12回目の調査を行います。結果が今から楽しみです。中核市にも手を広げる予定です。

今回の調査の特徴ですが、2月22日に改正法が官報に掲載された後、駆け込みで禁煙化の決定が続いたことです。

印刷するギリギリのタイミングで「喫煙所を残す」→「検討中」への変更を希望された自治体もありました。

そのため、黒でマークしていた残念な決定＝「喫煙所を残す」がなくなりました(再度、さすが法律)。

②受動喫煙防止条例が次々と成立しています

大阪府条例 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/>

兵庫県条例 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html

調布市条例 <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1553581945946/index.html>

豊橋市条例 添付

同バブコメ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/62310/pabukome%20kossi.pdf>

他にも伝えたい情報が連続しているのですが、余力がなくて、とりいそぎ、上記の2つの情報を送ります。

メルマガのバックナンバーは以下です。

<http://www.tobacco-control.jp/backnumber.htm>



190328_2018年自治体1

1回目調査...最終版.pdf



190328_調布市受動喫煙

防止条例.pdf



190327_豊橋市受動喫煙

防止条例.docx

@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン: 093-691-7473、学内PHS 4729、

直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、

ホームページ: <http://www.tobacco-control.jp/>

3日経っても返信がない場合、リマインドメールをお願い致します。

@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン: 093-691-7473、学内PHS 4729、

直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、

ホームページ: <http://www.tobacco-control.jp/>

3日経っても返信がない場合、リマインドメールをお願い致します。